

競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行ったのでお知らせします。

対象業者	<p>① (商 号) 日本交通技術 (株) (所 在 地) 東京都台東区上野7丁目11-1 (代 表 者) 代表取締役 館山 勝 (本市登録) 登録業種: 委託 (土木設計、測量) 業者番号: 3949</p> <p>② (商 号) (株) トーニチコンサルタント (所 在 地) 東京都渋谷区本町1丁目13-3 (代 表 者) 代表取締役社長 横井 輝明 (本市登録) 登録業種: 委託 (土木設計、測量、地質調査) 業者番号: 4014</p>
措置内容	<p>①令和8年1月14日から8ヵ月間の競争入札参加停止（令和8年9月13日まで） ②令和8年1月14日から4ヵ月間の競争入札参加停止（令和8年5月13日まで）</p>
根 拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第2第4号（独占禁止法違反行為）
事件概要	<p>地方公共団体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が行われていたとして、公正取引委員会は令和7年12月19日、当該業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>なお、当該②の業者は課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されている。</p>

問い合わせ先：財政局財政部契約監理課 吉野
TEL 711-4306 （内 1572）

○福岡市競争入札参加停止等措置要領

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準
(独占禁止法違反行為)

- 4 本市以外契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
【8ヵ月以上24ヵ月以内】

○福岡市競争入札参加停止等措置要領運用基準

第4 別表第2

3 第3号及び第4号関係

- (3) 課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの競争入札参加停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において短期の期間を下回るときは、第4条（競争入札参加停止の期間の特例）第3項の規定を適用する。